

22 世紀の丘公園たまりーな屋内遊び場等整備事業

基本協定書（案）

22世紀の丘公園たまりーな屋内遊び場等整備事業（以下、「本事業」という。）に関して、発注者である掛川市（以下、「甲」という。）と、本事業に係る公募型プロポーザルにおいて優先交渉権者に選定された、代表企業である【事業者名】並びに構成企業である【事業者名】、【事業者名】及び【事業者名】で構成されるグループ（以下、これらの【●】者を個別にまたは総称して「乙」という。）の間で、本事業に係る基本的な事項について、次のとおり基本協定（以下、「本協定」という。）を締結し、本事業の建設工事請負契約及び管理運営に関する包括協定が、不可分一体なものとして特定事業契約を構成することを確認する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し、公募型プロポーザル方式により乙が優先交渉権者として選ばれたことを確認し、本事業の建設工事請負契約及び管理運営に関する包括協定の締結に向けて、甲と乙の義務及び責務とともに、本事業を円滑に推進するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 乙は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（甲と乙の義務）

第3条 甲及び乙は、本事業の募集要項及び企画提案書に基づき、統括管理業務、リニューアル整備業務及び管理運営業務を担うこととし、建設工事請負契約及び管理運営に関する包括協定（以下、「特定事業契約」という。）の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 乙は、前項の特定事業契約締結のための協議においては、甲及び本事業の選定手続きに係る選定委員会の要望事項を尊重するものとする。

（業務の実施）

第4条 本事業において、乙は、次の各号に掲げる業務等の区分に応じ、当該各号に掲げる者が、自らが当事者となる協定又は契約に基づき、実施するものとする。

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| (1) 統括管理業務 | 【事業者名】 |
| (2) リニューアル整備業務に係る設計及び工事監理業務 | 〔設計企業：【事業者名】〕 |
| (3) リニューアル整備業務に係る施工業務 | 〔建設企業：【事業者名】〕 |
| (4) 管理運営業務 | 〔指定管理企業：【事業者名】〕 |

(代表企業の責務)

第5条 本協定締結後から特定事業契約締結までの間、代表企業及び構成企業の変更は認めない。

- 2 特定事業契約の前に、代表企業がグループから離脱した際は、乙は優先交渉権者の地位を失うものとする。
- 3 構成企業が離脱した際は、代表企業は当該離脱により本事業の実施に支障がないことについての責任を負うものとし、構成企業の離脱に伴う損害は代表企業が負担するものとする。

(統括管理業務)

第6条 乙は、事業期間全体にわたり、自らの責任及び費用負担において、統括管理業務を行い、全体の統括管理及び各業務に対する管理を実施する。

- 2 統括管理業務は、統括管理業務責任者をして実施させる。
- 3 統括管理業務責任者は、代表企業又は構成企業の役員または従業員から乙が1名選定し、甲の承認を受けなければならない。
- 4 統括管理業務責任者を変更する場合は、甲と協議の上、甲の承諾を得なければならない。

(統括管理業務責任者の役割等)

第7条 統括管理業務責任者は、事業期間全体にわたり本事業の全業務の統括及び実施状況の管理・調整を行い、甲との情報共有を図る役割及び責務を負うものとする。

- 2 リニューアル整備業務においては、統括管理業務責任者をして、甲と乙（この場合において乙は全構成企業を指す）による打合せを定期的に行い、進捗状況及びセルフモニタリングに係る報告を行うものとする。

(設計企業及び建設企業の役割等)

第8条 本事業の実施において、設計企業及び建設企業は、建設工事請負契約に基づき、リニューアル整備業務を誠実に実施する役割及び責務を負うものとする。

- 2 リニューアル整備業務においては、指定管理企業の意見を十分に取り入れるために、協議及び調整を積極的に行うように努めなければならない。

(指定管理企業の役割等)

第9条 本事業の実施において、指定管理企業は、管理運営に関する包括協定に基づき、管理運営業務を誠実に実施する役割及び責務を負うものとする。

(建設共同企業体の組成)

第10条 設計企業及び建設企業は、設計・建設業務を一括して請け負うにあたり、設計企業及び建設企業からなる設計建設共同企業体（以下「建設JV」という。）を組成するものとし、建設JVの組成及び運営に関し、設計建設共同企業体協定書を締結のうえ、これを維持するものとする。ただし、設計企業と建設企業が同一の単独企業である場合には、この限りでない。

2 建設JVは、協定締結後速やかに設計建設共同企業体協定書の写しを、甲に提出するものとする。建設JVはその後、当該協定書を変更したときには、速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の写しその他変更内容を証する書面を甲に提出するものとする。

(特定事業契約の締結)

第11条 甲及び建設JV（ただし、設計企業と建設企業が同一の単独企業である場合は、当該企業）は、本協定及び募集要項に添付の建設工事請負契約書案に基づき、令和6年2月を目途として、建設工事請負契約の仮契約を締結するものとする。

2 前項に規定する契約は、建設工事請負契約の締結について議会の議決を得た日から本契約とする。

3 甲及び指定管理企業は、令和6年10月から令和7年2月を目途として、管理運営に関する包括協定を締結するものとする。

4 建設工事請負契約及び管理運営に関する包括協定（以下、「特定事業契約」という。）締結前の期間に、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は乙に書面で通知することにより、本協定を解除し、特定事業契約を締結しないことができる。この場合において、乙は甲の請求に基づき、建設工事請負契約の契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10に相当する金額及び管理運営協定に定める指定管理料（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10に相当する金額の違約金を甲に支払う義務を連帯して負うものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により補填されないものがあるときは、その部分について甲が乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

ただし、代表企業以外の乙が本項の事由に該当する場合で、甲が当該乙の離脱を認めた場合又は代表企業が当該乙に代わる新規企業を提案し、当該新規企業が募集要項において定められた参加資格要件を満たし、本事業を実施する事業能力を有すると甲が判断した場合は、当該新規企業を当事者とする本協定及び特定事業契約の締結により対応することができるものとする。

(1) 本事業の募集要項に定める参加資格要件を喪失したこと又は欠いていることが判明したとき。

(2) 甲との契約において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下、「独占禁止法」という。）第3条、第8条第1号若しくは第19条に違反し、公正取引委員会から課徴金の納付命令もしくは排除措置命令を受けたとき。

(3) 乙（法人にあつては、その役員または使用人を含む。）が刑法（明治四十年法律第四十五号）第96条の6若しくは第198条、又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（準備行為）

第12条 乙は、特定事業契約の締結前であっても、本事業のスケジュールを遵守するために必要な準備行為を自らの責任及び費用負担において行うことができ、甲は必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

（特定事業契約の不成立）

第13条 掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第2条の規定による契約の締結又は地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定に関して、掛川市議会の議決が得られなかったことにより、建設工事請負契約及び管理運営に関する包括協定の締結に至らなかった場合、既に甲及び乙が本事業の準備に際して支出した費用は各自で負担し、本契約の不成立に伴う債権、債務が相互に存在しないことを確認するとともに、甲は、議決が得られなかったことについて何ら責任を負わないこととする。

2 前項の場合を除き、特定事業契約のいずれかが締結に至らなかった場合は、当該契約の締結に至らなかったことについて責めに帰すべき者が、他方当事者の損害を賠償することとする。

（不測の事態等への対応）

第14条 乙は、不測の事態の発生により本業務の履行が困難になる恐れがあると判断した場合は、速やかにその詳細を甲に通知し、対応策については甲と乙の協議により定めることとする。

2 前項に定める協議が成立しない場合は、甲が合理的な対応を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

（損害賠償）

第15条 甲及び乙は、本協定上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。この場合において、いずれかの乙の賠償義

務については、他の乙も連携してその損害の一切を賠償するものとし、甲は、全ての乙に対して被った損害の全額について賠償請求できるものとする。

(秘密保持)

第 16 条 甲及び乙は、本協定及び本事業に関して受領した情報を秘密として保持し、責任をもって管理し、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならず、本協定及び本事業の履行以外の目的で使用しないことを確認する。ただし、掛川市情報公開条例（平成 17 年 4 月 1 日掛川市条例第 15 号）に基づき公開する場合はこの限りではない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 17 条 乙は、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利義務について、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。ただし、甲の事前の承諾を得ている場合はこの限りではない。

(協定の変更)

第 18 条 本協定の規定は、甲と乙の書面による合意がなければ変更できない。

(有効期間及び解除)

第 19 条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日から、本事業におけるリニューアル整備業務が終了する日までとし、当該期間内において当事者を法的に拘束するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、本協定のいずれかの規定に違反した場合において、甲が相当の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないときは、甲は乙に書面で通知することにより、本協定を解除することができる。なお、当該解除は、甲の第 15 条に基づく損害賠償請求を妨げない。

3 第 1 項の定めにかかわらず、特定事業契約の締結に至らなかった場合には、当該契約の不成立が確定した日をもって本協定は終了するものとする。

5 前各号の定めにかかわらず、本協定の終了後も、第 11 条第 4 項、第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 19 条の規定は有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(協議)

第 20 条 本協定に定めのない事項または疑義のある事項については、必要に応じて甲と乙が協議の上定めるものとする。

(準拠法)

第 21 条 本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第 22 条 本協定に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、静岡地方裁判所掛川支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本協定の証として、本協定の原本●通を作成し、甲及び乙は各自記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和●年●月●日

甲 所在地 静岡県掛川市長谷一丁目 1 番 1 号
商号又は名称 掛川市
代表者 掛川市長 久保田 崇

乙（代表企業）

所在地
商号又は名称
代表者

乙（構成企業）

所在地
商号又は名称
代表者

乙（構成企業）

所在地
商号又は名称
代表者

乙（構成企業）

所在地
商号又は名称
代表者